

復 興 整 備 計 画

（第10回変更）

釜 石 市・岩 手 県

平成26年12月25日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）
釜石市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）
2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）
(1) 都市構造の方針 - 生命優先の減災のまちづくりと現位置復興を基本に、ハード整備（地盤の嵩上げ等）とソフト対策（地震発生時は高台避難の大原則・自助、共助の避難体制等）を組み合わせた津波災害に強い都市構造を目指す。 - 既存のコミュニティを中心に、漁業集落の再編、東部地区（中心市街地）、片岸地区（低平地市街地）及び鵜住居地区（低平地市街地）の集約を進め、少子高齢化社会の到来に備える。 - 自然の大きな力に対し畏敬の念を持ちながら、自然と共に歩みを続け、当市の素晴らしい自然環境を次世代に継承することを目指す。 (2) 津波への対応 - L1 津波（概ね数十年から数百年程度で起こりうる頻度の高い津波。釜石では、昭和三陸津波や明治三陸津波クラスを指す。）に対しては防浪施設（防波堤・防潮堤・防潮林等）の整備により生命財産の保全を図り、L2 津波（頻度の高い津波をはるかに上回り、防波堤や防潮堤といった構造物による対策の適用限界を超える津波。釜石では東日本大震災クラスを指す。）に対しては避難を前提とした生命の保全を図る避難施設、避難場所、避難路の整備を行うこととし、以下の2つの考え方により土地利用を図る。 ① 高台移転や多重防御により、浸水しない区域において新たなまちづくりを行う地域 ② 建築規制などを取り入れることで、ある一定の浸水を許容しつつ、土地利用（公園・農地等を含む）を行う地域 (3) 産業復興の取組み - 栗橋地区、甲子地区などの内陸部の農業集落と沿岸部の漁業集落を結びつけたグリーン・ツーリズムに取組み、産業復興を図ります。 - 地域資源を生かした特産品開発やブランド化、水産業・農業の6次産業化などのソフト対策により高付加価値化を図りつつ、沿道型販売所の整備、農業用施設整備に対する支援等のハード対策も実施し、地域産業の復興を図る。
3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）
(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 安全確保と生活再建の観点から、頻度の高い津波への整備目標高さに対し、最大クラスの津波シミュレーションを行い再現された結果に基づいた土地利用を図ります。 - 中心市街地 L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波による一定程度の浸水を許容するまちづくりを行う。主として住宅地、商業業務地として利用する。 - 低平地市街地 L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波が浸水しない箇所へ都市機能を集約再配置し、主として防災機能の拠点となる公共施設用地、住宅地、商業業務地として利用する。L2津波が浸水する箇所は、主として公園や工業用地として利用する。 - 漁業集落およびその他の集落

L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波が浸水しない箇所へ住宅地を移転する。L2津波が浸水する箇所は、主に水産関連施設用地や農地として利用する。 地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されているが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定する。		
(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）		
① 大槌湾・両石湾沿岸 - 片岸地区、鵜住居地区は、L1 津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2 津波が浸水しない J R 山田線より西側の区域を主に住宅地として土地利用を図る。J R 山田線より東側については、業務用地、公園、農地（土地区画整理事業区域内に整備する市民農園）などの非居住用途とする。また、土地区画整理事業の実施にあわせ、必要な上下水道を整備する。 - 根浜地区は、砂浜などの地域資源を活用した観光レクリエーションエリアとして整備するため、観光施設用地として土地利用するほか、L2 津波が浸水しない高台は住宅地として土地利用する。 - その他の半島部の集落は、L2 津波が浸水しない高台を住宅地とし、防潮堤背後～高台の間の L2 津波が浸水する区域は、漁業関連施設、産業施設など非居住の業務系用途とする。 - 発災時の箱崎半島の集落の孤立解消を図るため箱崎半島内陸部（鵜住居～根浜間）にアクセス道路を整備する。室浜地区、箱崎白浜地区、桑ノ浜地区、両石地区においては、移転元と住宅団地の間の接続道路と避難路を兼ねる道路を整備する。		
② 釜石湾沿岸 - 釜石東部地区は、釜石市の復興を先導する拠点であり、主として商業用地、業務用地、住宅用地として土地利用する。浸水深が大きい区域は産業施設エリアとして水産加工業等の工業用地や公園として土地利用する。公共公益施設や津波防災拠点施設等を集約させた市街地を整備する。 - 嬉石松原地区、平田地区、尾崎白浜地区は、住宅地として利用する他、居住に適さない区域は水産漁業関係施設用の産業用地や商業地、公園として土地利用する。 - 釜石東部地区、嬉石松原地区、平田地区においては、L2 津波が浸水する区域であっても、想定浸水深が 2 m を下回る土地の区域については住居系も含む土地利用を図り、想定浸水深が 2 m を超える土地の区域については住宅建設を制限する規制を導入して非居住の土地利用を誘導する。 - 尾崎白浜地区においては、移転元と住宅団地の間の接続道路と避難路を兼ねる道路を整備する。		
③ 唐丹湾沿岸 - L2 津波が浸水しない高台を住宅地とし、防潮堤背後～高台の間の L2 津波が浸水する区域は、漁業関連施設、農地、産業施設など非居住の業務系用途とする。 - 荒川地区の一部において土地改良事業を実施するほか、唐丹片岸地区において農地の災害復旧事業を行い、本郷地区において農地の災害復旧事業の実施を検討する。佐須地区においては、移転跡地の農地利用を検討する。 - 佐須地区、花露辺地区、本郷地区、大石地区においては、移転元と住宅団地の間の接続道路と避難路を兼ねる道路を整備する。		
(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）		
4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	片岸1地区	事業の名称：片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり

		実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	鵜住居 1 地区	事業の名称：鵜住居地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	東部 1 地区	事業の名称：東部地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	嬉石松原 1 地区	事業の名称：嬉石松原地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	平田 1 地区	事業の名称：平田地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
(2) 土地改良事業	荒川 2 地区	事業の名称：農用地災害復旧関連区画整理事業（復興基盤総合整備事業） 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：土地改良事業（区画整理）
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業	室浜 1 地区	事業の名称：室浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
	根浜 1 地区	事業の名称：根浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度

箱崎 1 地区	事業の名称：箱崎地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
箱崎白浜 1 地区	事業の名称：箱崎白浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
桑ノ浜 1 地区	事業の名称：桑ノ浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
両石 1 地区	事業の名称：両石地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
尾崎白浜 1 地区	事業の名称：尾崎白浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
花露辺 1 地区	事業の名称：花露辺地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
本郷 1 地区	事業の名称：本郷地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
小白浜 1 地区	事業の名称：唐丹地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
荒川 1 地区	事業の名称：荒川地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度

(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	片岸 2 地区	事業の名称：片岸地区都市公園事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：都市公園事業
	鵜住居 2 地区	事業の名称：鵜住居地区津波復興拠点整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：鵜住居地区（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～28年度 種類：津波復興拠点整備事業
	鵜住居 3 地区	事業の名称：地域屋外スポーツセンター整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：復興拠点整備事業
	鵜住居 4 地区	事業の名称：鵜住居2号線道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：道路事業
	箱崎白浜 2 地区	事業の名称：箱崎白浜地区道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 24 年度～ <u>27</u> 年度 26 種類：道路事業
	両石 2 地区	事業の名称：両石地区道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度 種類：道路事業
	水海 1 地区	事業の名称：水海地区都市公園事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度

	種類：都市公園事業
東部 2 地区	事業の名称：釜石東部津波復興拠点整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：東部地区（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～28年度 種類：津波復興拠点整備事業
東部 5 地区	事業の名称：東部地区都市公園事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：都市公園事業
小白浜 2 地区	事業の名称：唐丹地区新校舎（体育館）建設事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：公立学校施設整備事業
小白浜 2 地区	事業の名称：唐丹地区公民館施設整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：釜石市唐丹地区唐丹小・中学校（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～26年度 種類：公立学校施設整備事業
片岸 5 地区	事業の名称：片岸地区上水道整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：上水道整備事業
鵜住居 5 地区	事業の名称：鵜住居地区上水道整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～31年度 種類：上水道整備事業
片岸 6 地区	事業の名称：片岸地区公共下水道整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～31年度 種類：公共下水道整備事業

	鵜住居 6 地区	事業の名称：鵜住居地区公共下水道整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～31年度 種類：公共下水道整備事業
	箱崎 2 地区	事業の名称：箱崎半島2号線道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～27年度 種類：道路事業
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	室浜 2 地区	事業の名称：室浜地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：室浜漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
	室浜漁港	事業の名称：室浜漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：室浜漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成 24 年度～27 年度
	片岸 3 地区	事業の名称：産業用地整備事業 事業主体：(株)バイオ・パワー・ジャパン、釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度

片岸漁港	事業の名称：片岸漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：片岸漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
仮宿 1 地区	事業の名称：仮宿地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：仮宿漁港（第 1 種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成26年度
仮宿漁港	事業の名称：仮宿漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：仮宿漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
桑ノ浜 2 地区	事業の名称：桑ノ浜地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：桑ノ浜漁港（第 1 種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
桑ノ浜漁港	事業の名称：桑ノ浜漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：桑ノ浜漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
新浜町 1 地区	事業の名称：新浜町地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：釜石港（第 3 種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
嬉石漁港	事業の名称：嬉石漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：嬉石漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
平田漁港	事業の名称：平田漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：平田漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
佐須 1 地区	事業の名称：佐須地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：佐須漁港（第 1 種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度

	佐須漁港	事業の名称：佐須漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：佐須漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
	花露辺 2 地区	事業の名称：花露辺地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：唐丹漁港（第 2 種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～26年度
	白浜（釜石）漁港	事業の名称：白浜（釜石）漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：白浜（釜石）漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
	大石 1 地区	事業の名称：大石地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：大石漁港（第 1 種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
	大石漁港	事業の名称：大石漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：大石漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～26年度
	片岸 4 地区	事業の名称：鶴住居地区海岸片岸地先海岸改修工事並びに二級河川鶴住居川水系鶴住居川改修工事（鶴住居川水門）及びこれに伴う市道付替工事 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～29年度
5 復興整備計画の期間（法第 4 6 条第 2 項第 5 号関係）		
平成23年度から平成31年度まで		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第 4 6 条第 2 項第 6 号）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理 番号	事業区分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1	集団移転促進事業	根浜1地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	1 (0.60)	2 (1.65)	
			地域森林計画区域	変更	0.60	1.65	
2	集団移転促進事業	小白浜1地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	— (0.33)	3 (2.73)	
			地域森林計画区域	変更	0.33	2.73	
3	集団移転促進事業	荒川1地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		1 (1.08)	
			地域森林計画区域	変更		1.08	
4	都市施設の整備に関する事業	鵜住居2地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		11 (10.55)	
			地域森林計画区域	変更		10.55	
5	都市施設の整備に関する事業	鵜住居4地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		6 (6.39)	
			地域森林計画区域	変更		6.39	
6	集団移転促進事業	桑ノ浜1地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		1 (1.44)	
	その他施設の整備に関する事業	桑ノ浜2地区	地域森林計画区域	変更		1.44	
			保安林	解除		0.0187	
7	都市施設の整備に関する事業	箱崎2地区	地域森林計画区域	変更		3.02	
			保安林	解除		1.0531	
<u>8</u>	<u>集団移転促進事業</u>	<u>箱崎白浜1地区</u>	<u>地域森林計画区域</u>	<u>変更</u>		<u>1.48</u>	<u>(注) 6 参照</u>
	<u>都市施設の整備に関する事業</u>	<u>箱崎白浜2地区</u>					
<u>9</u>	<u>集団移転促進事業</u>	<u>両石1地区</u>	<u>地域森林計画区域</u>	<u>変更</u>		<u>3.00</u>	<u>(注) 6 参照</u>

(注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。

3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。

4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。

5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

6 整理番号8及び9については、変更する森林地域の幅が100m未満の細長い土地であることから、土地利用基本計画の変更は必要ないものである。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 （大臣 許可）	都市計画法			農地法 （知事 許可）	農振法	森林法		自然 公園法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第 1項・第 5条第1 項の農地 転用許可	第29条第 1項・第 2項の開 発許可	第43条第 1項の建 築許可	第59条第 1項から 第4項ま での都市 計画事業 の認可等	第4条第1 項・第5条 第1項の農 地転用許可	第15条の 2の開発 許可	第10条の 2第1項 の開発許可	第34条第 1項・第 2項の許可	第20条第 3項の許可・第33 条第1項 の届出	法第39条 第1項の 許可	第37条第 1項の許可等
1	市街地開発事業	片岸1 地区	○										
			○										
		鵜住居1 地区	○										
			○										
		平田1 地区	○										
			○										
2	集団移転促進 事業	室浜1 地区	○										
			○										
			○										
		根浜1 地区	○										
			○										
			○										
		箱崎1 地区	○										
		箱崎白浜1 地区	○										
		桑ノ浜1 地区	○										
			○										
			○										
		両石1 地区	○										

		尾崎白浜 1 地区	○										
		花露辺 1 地区	○										
			○										
		本郷 1 地区	○										
13	その他施設の整備に関する事業	小白浜 1 地区	○										
		荒川 1 地区	○										
		室浜 2 地区	○										
		佐須 1 地区	○										
		花露辺 2 地区	○										
			○										

- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第 9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

土地利用構想図 (1/3)

(室浜地区・片岸地区・鵜住居地区・根浜地区・箱崎地区・箱崎白浜地区・仮宿地区・桑ノ浜地区・両石地区・水海地区)

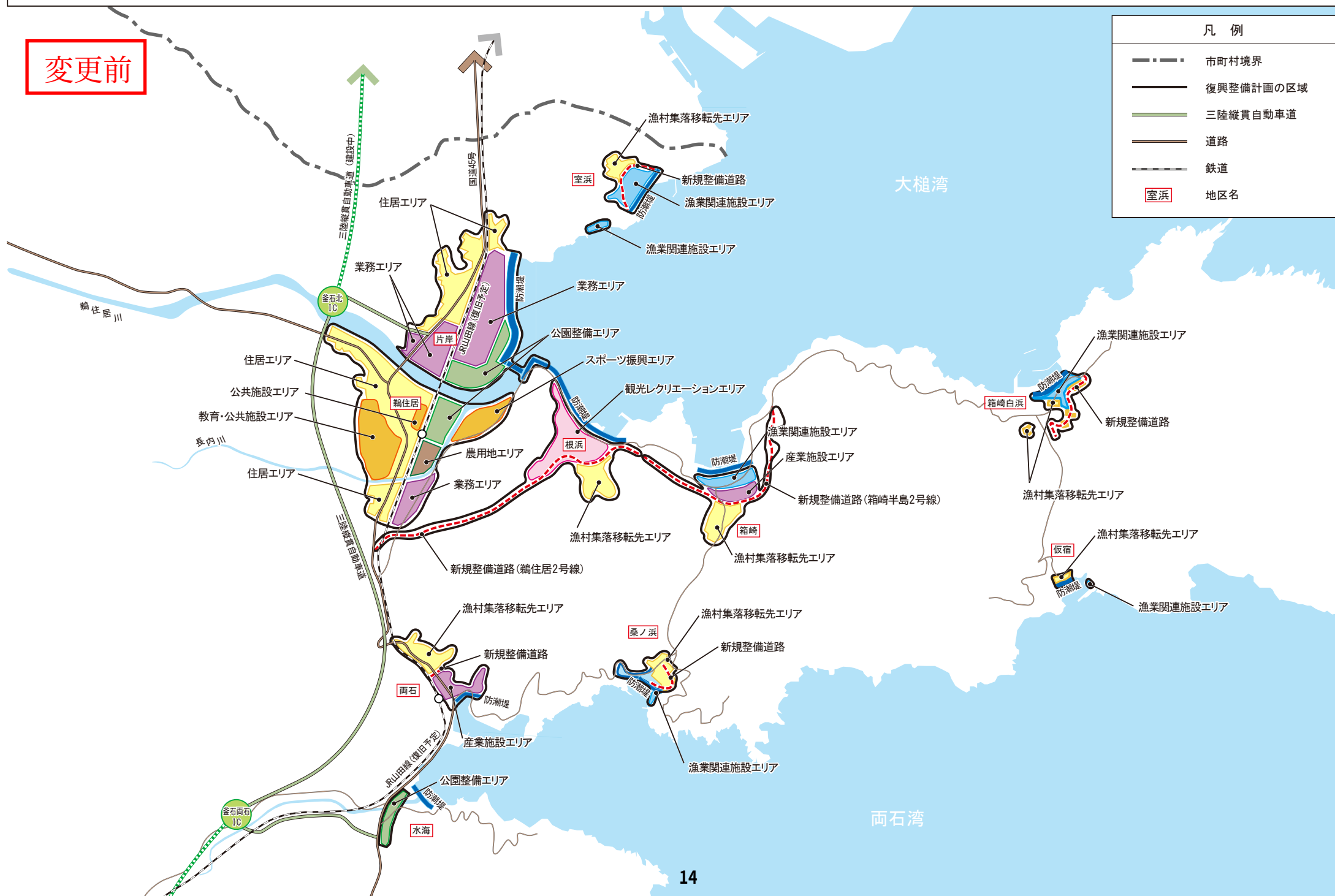
1:25,000



変更前

凡 例

- 市町村境界
- 復興整備計画の区域
- 三陸縦貫自動車道
- 道路
- 鉄道
- 室浜 地区名

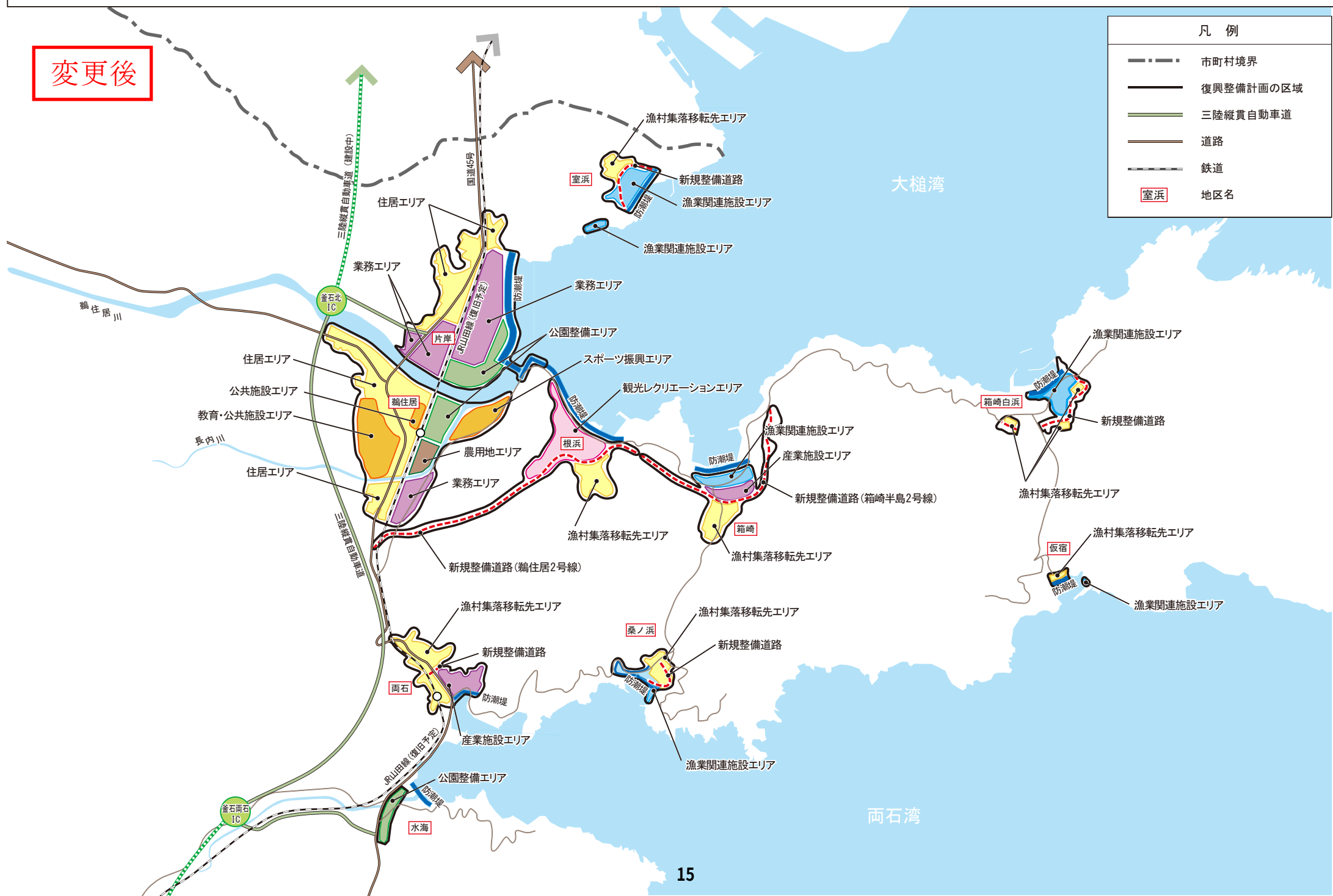


土地利用構想図（1/3）
（室浜地区・片岸地区・鵜住居地区・根浜地区・箱崎地区・箱崎白浜地区・仮宿地区・桑ノ浜地区・両石地区・水海地区）

1:25,000
0 1000 2000

変更後

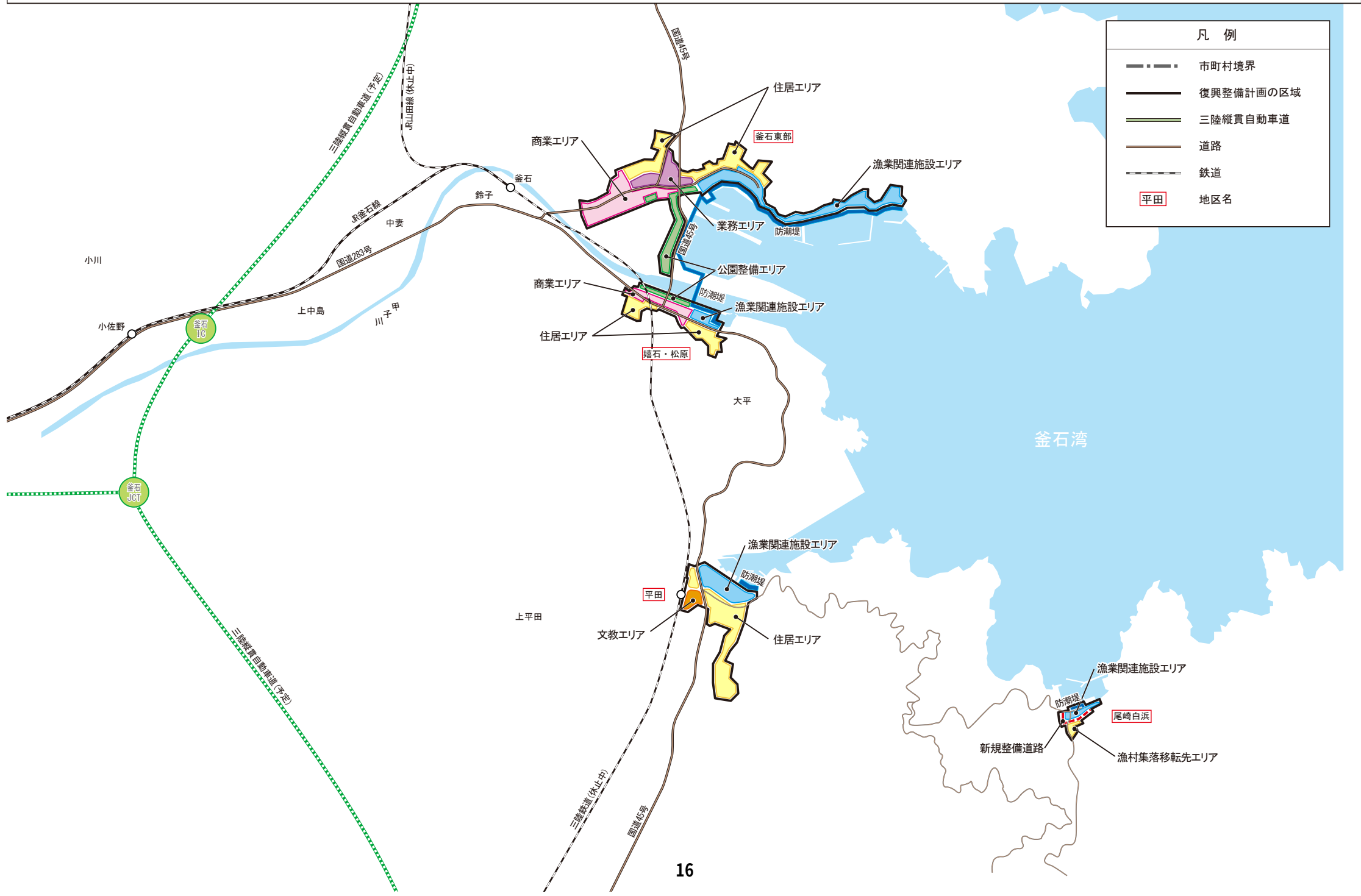
凡 例	
	市町村境界
	復興整備計画の区域
	三陸縦貫自動車道
	道路
	鉄道
	地区名



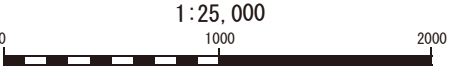
土地利用構想図（2/3）
（釜石東部地区・新浜町地区・嬉石松原地区・平田地区・尾崎白浜地区）



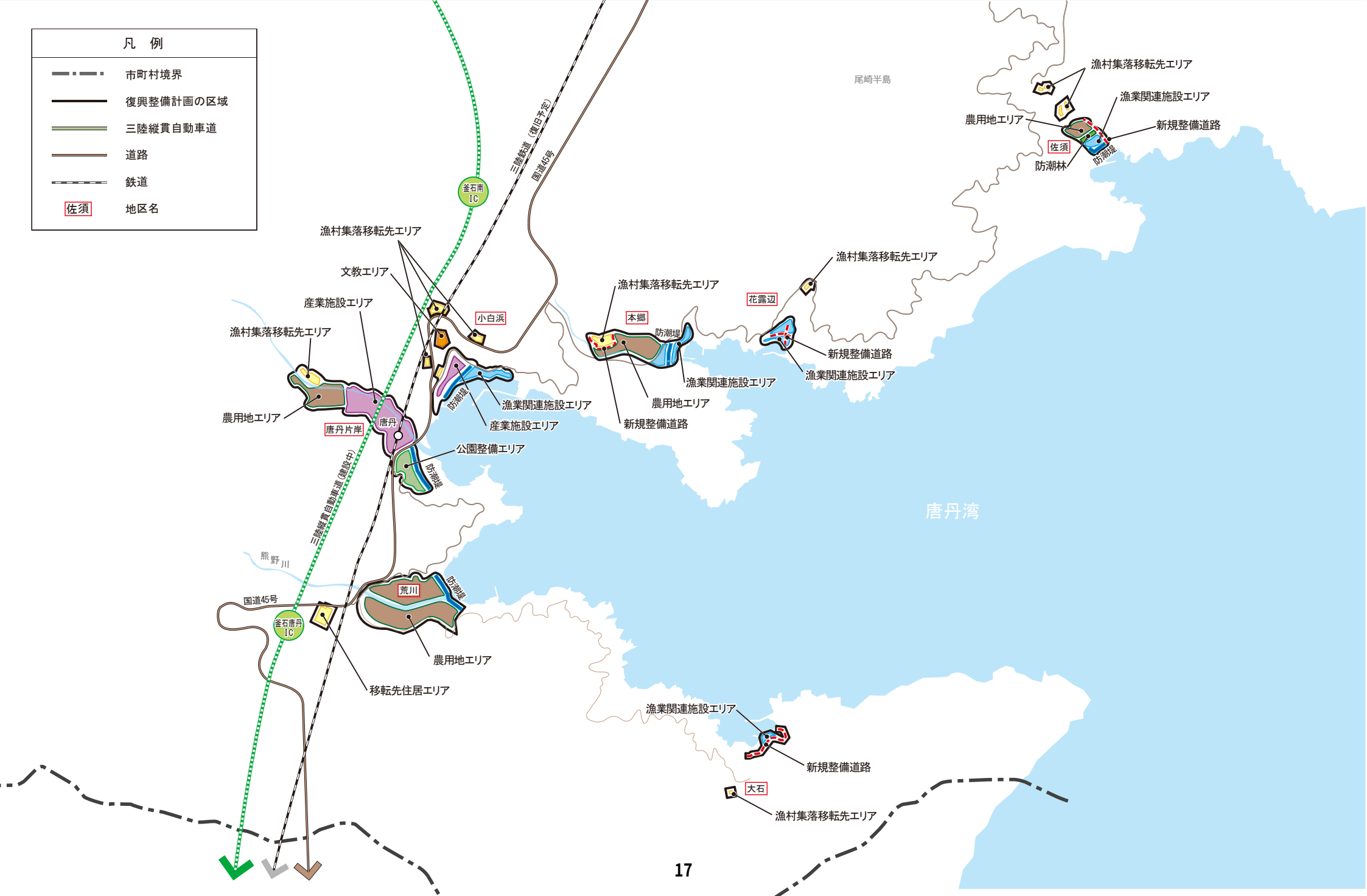
凡 例	
	市町村境界
	復興整備計画の区域
	三陸縦貫自動車道
	道路
	鉄道
	平田 地区名



土地利用構想図（3/3）
（佐須地区・花露辺地区・本郷地区・小白浜地区・唐丹片岸地区・荒川地区・大石地区）



凡 例	
	市町村境界
	復興整備計画の区域
	三陸縦貫自動車道
	道路
	鉄道
	地区名



(室浜地区・片岸地区・鵜住居地区・根浜地区・箱崎地区・箱崎白浜地区・仮宿地区・桑ノ浜地区・両石地区・水海地区)

変更前

室浜1 集団移転促進事業
室浜2 その他施設の整備に関する事業
室浜漁港 その他施設の整備に関する事業
片岸漁港 その他施設の整備に関する事業
片岸3 その他施設の整備に関する事業
片岸4 その他施設の整備に関する事業
片岸2 都市施設の整備に関する事業
鵜住居3 都市施設の整備に関する事業
鵜住居2 都市施設の整備に関する事業
鵜住居1 市街地開発事業
鵜住居5 都市施設の整備に関する事業
鵜住居6 都市施設の整備に関する事業
根浜1 集団移転促進事業
根浜2 都市施設の整備に関する事業
箱崎1 集団移転促進事業
箱崎2 都市施設の整備に関する事業
箱崎白浜1 集団移転促進事業
箱崎白浜2 都市施設の整備に関する事業
仮宿1 その他施設の整備に関する事業
仮宿漁港 その他施設の整備に関する事業
桑ノ浜1 集団移転促進事業
桑ノ浜2 その他施設の整備に関する事業
桑ノ浜漁港 その他施設の整備に関する事業
水海1 都市施設の整備に関する事業
水海2 都市施設の整備に関する事業
水海漁港 その他施設の整備に関する事業

釜石北 IC
釜石南 IC
釜石 IC
三陸自動車道
国道45号
山田線(仮上下)
鵜住居川
室浜
片岸
鵜住居
根浜
箱崎
箱崎白浜
仮宿
桑ノ浜
水海

凡 例

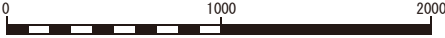
- 市町村境界
- 復興整備計画の区域
- 復興整備事業のおおむねの区域
- 復興整備事業のおおむねの位置
- 移転元

18

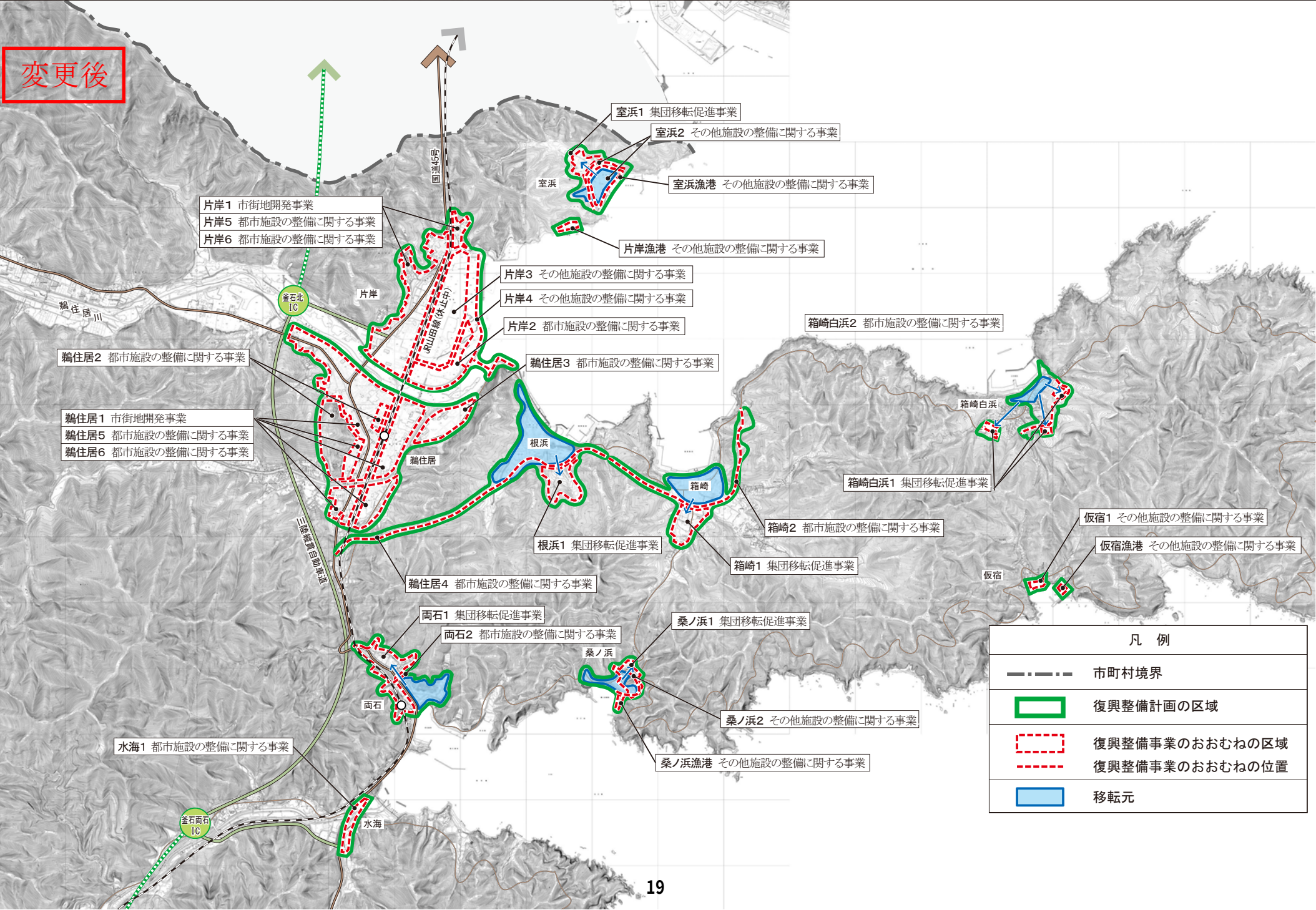
	市町村境界
	復興整備計画の区域
	復興整備事業のおおむねの区域 復興整備事業のおおむねの位置
	移転元

復興整備事業総括図 (1/3)
(室浜地区・片岸地区・鵜住居地区・根浜地区・箱崎地区・箱崎白浜地区・仮宿地区・桑ノ浜地区・両石地区・水海地区)

1:25,000

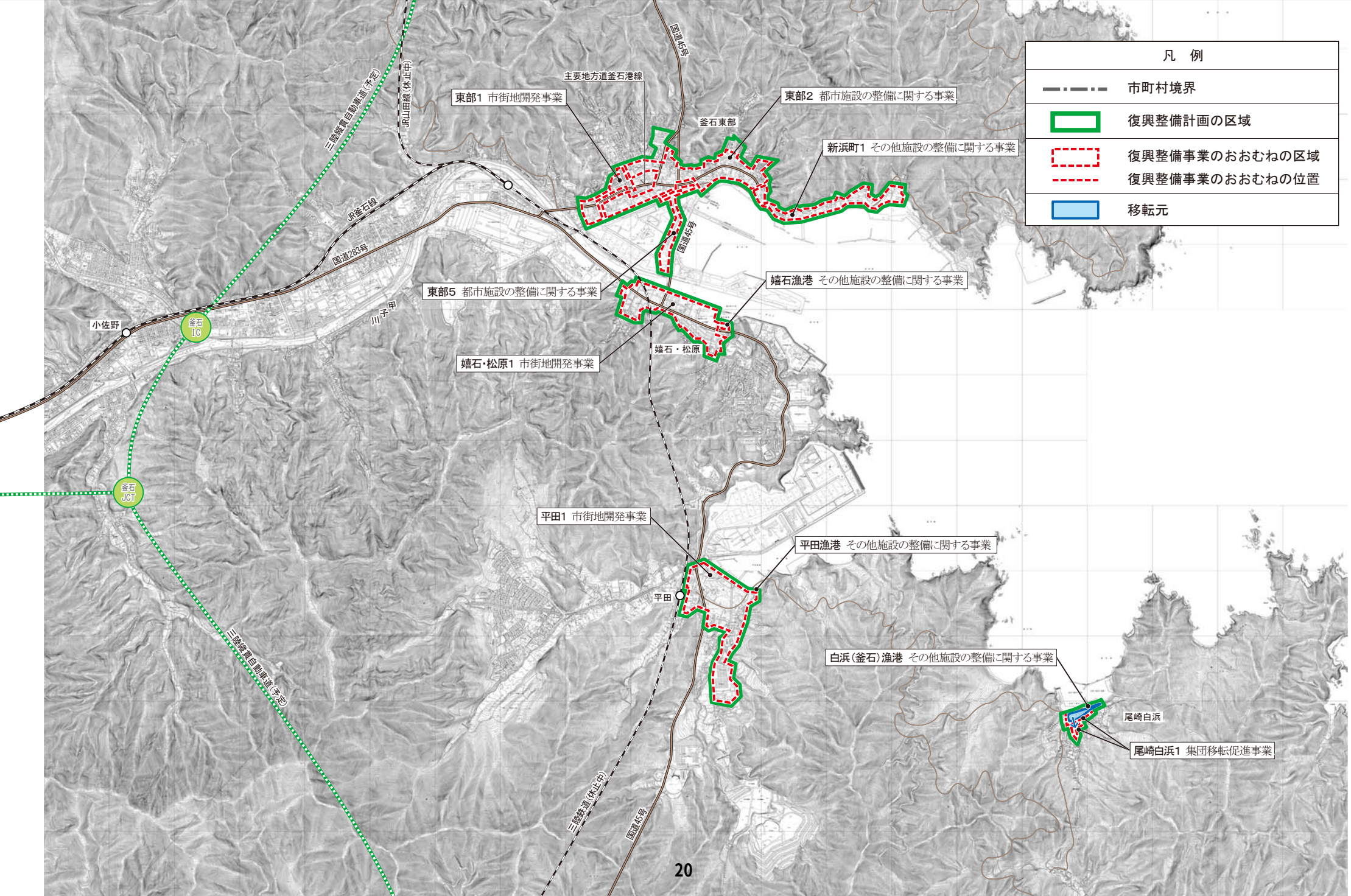


変更後



凡 例	
	市町村境界
	復興整備計画の区域
	復興整備事業のおおむねの区域
	復興整備事業のおおむねの位置
	移転元

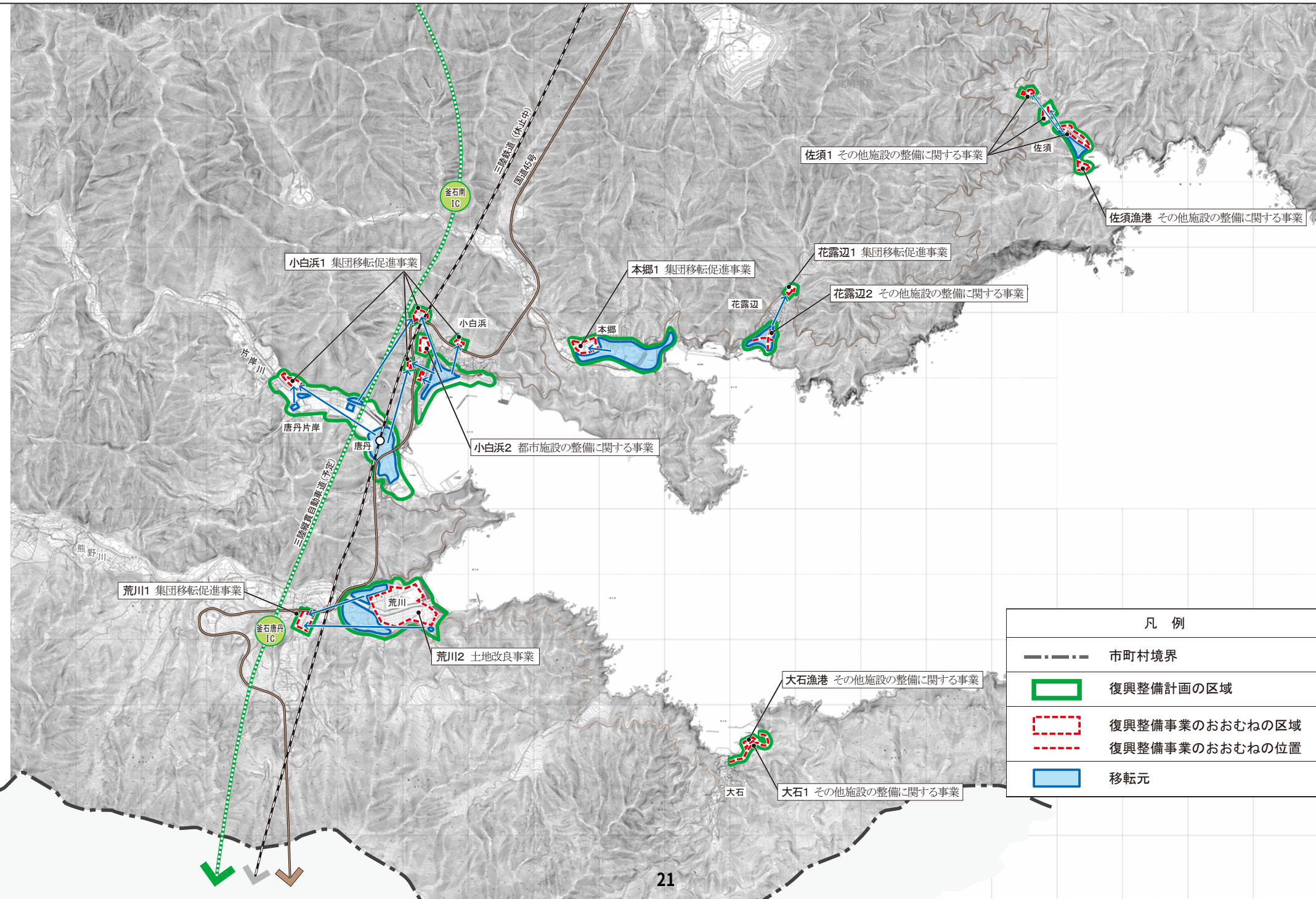
復興整備事業総括図 (2/3)
(釜石東部地区・新浜町地区・嬉石松原地区・平田地区・尾崎白浜地区)



復興整備事業総括図 (3/3)

(佐須地区・花露辺地区・本郷地区・小白浜地区・唐丹片岸地区・荒川地区・大石地区)

1:25,000



様式第5 法第48条第1項第6号関係(地域森林計画区域の変更関係)

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

(注) 森林法の特例措置(地域森林計画区域の変更)を必要とする場合に記載すること。

復興整備計画に記載する事項

大槌・気仙川森林計画区

区分		変更前森林面積	変更後森林面積	備考
総数		102,331	<u>102,327</u>	
市町村別内訳	大船渡市	24,677	24,677	
	陸前高田市	16,996	16,996	
	住田町	22,648	22,648	
	釜石市	29,221	<u>29,217</u>	<u>△4.48ha</u>
大槌町		8,789	<u>8,789</u>	<u>0.36ha</u>

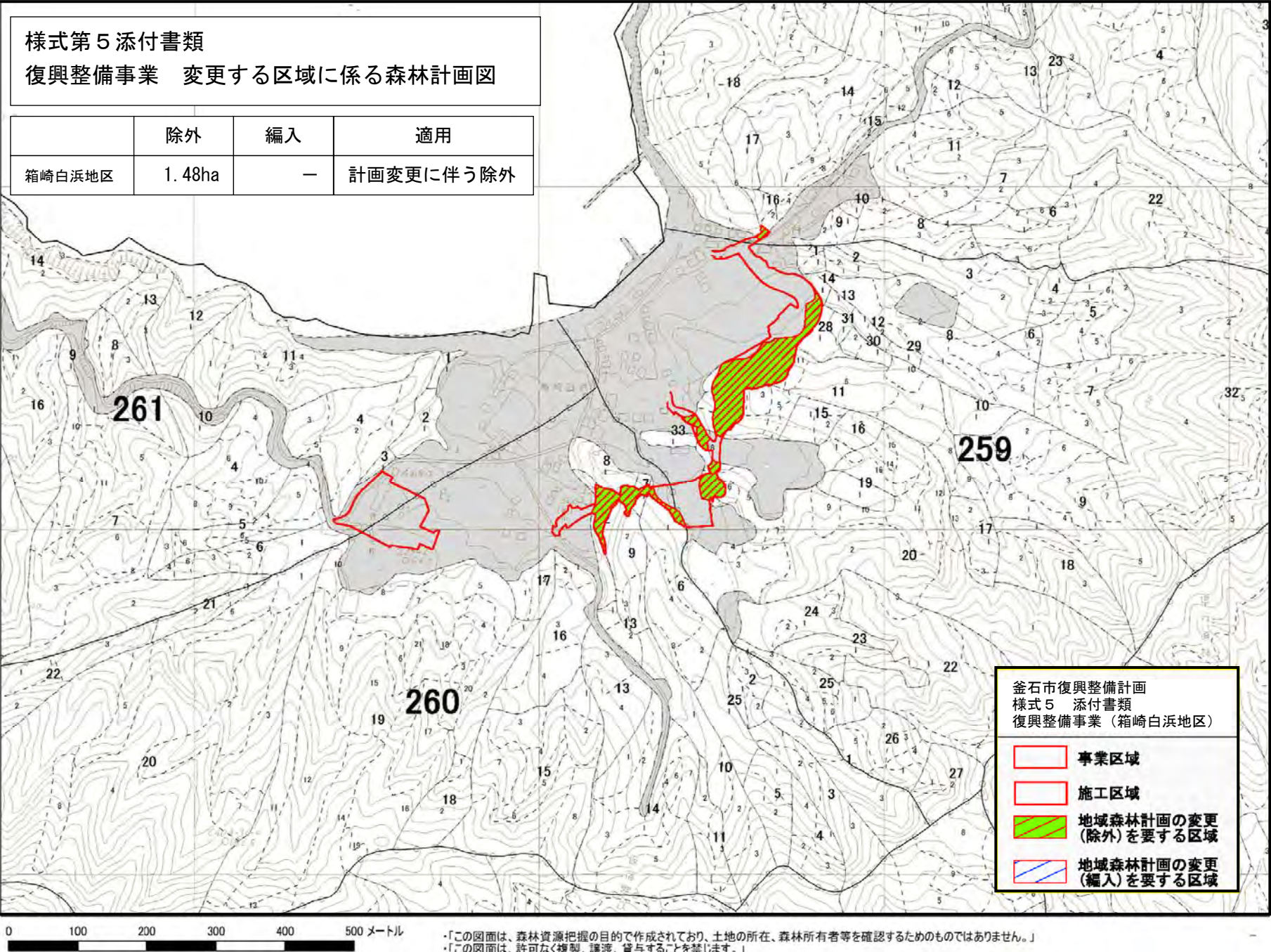
注1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。

注2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。

添付書類

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」(平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知)の附録第6号により作成した変更する区域に係る森林計画図。

森林資源管理図



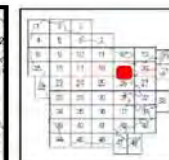
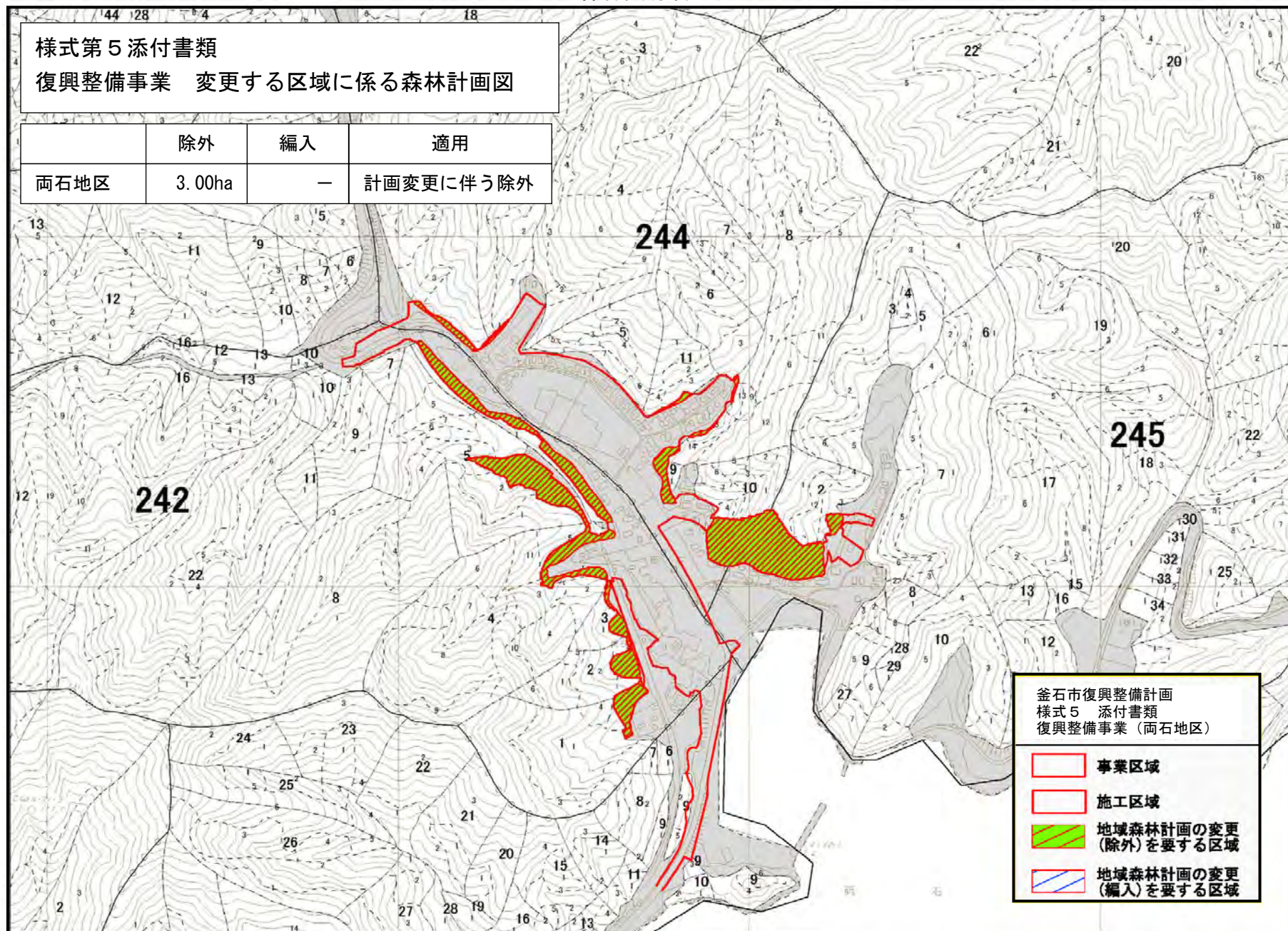
・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
・「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

森林資源管理図

様式第5 添付書類

復興整備事業 変更する区域に係る森林計画図

	除外	編入	適用
岡石地区	3.00ha	—	計画変更に伴う除外



- 凡例
- スギ1-15
 - スギ16-35
 - スギ36-
 - スギ(混)
 - アカマツ1-15
 - アカマツ16-35
 - アカマツ36-
 - アカマツ(混)
 - カラマツ1-15
 - カラマツ16-35
 - カラマツ36-
 - カラマツ(混)
 - その他針葉樹1-15
 - その他針葉樹16-35
 - その他針葉樹36-
 - その他針葉樹(混)
 - その他広葉樹
 - その他
 - 水源涵養
 - 災害防止/土壌保全
 - 快適環境形成
 - 保健文化
 - 木材生産
 - 白地
 - 林道
 - 小川
 - 施業班

釜石市復興整備計画
様式5 添付書類
復興整備事業 (岡石地区)

- 事業区域
- 施工区域
- 地域森林計画の変更 (除外) を要する区域
- 地域森林計画の変更 (編入) を要する区域



0 100 200 300 400 500 メートル

・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
・「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

様式第 5 ― 2 法第48条第 1 項第6号関係 (地域森林計画区域の変更の協議関係)

森林法第 5 条第 1 項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

(注) 森林法の特例措置 (地域森林計画区域の変更) を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在			復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字			
		地番			
釜石市	箱崎町	第2地割	70-1 他	名称：箱崎白浜地区防災 集団移転促進事業 種類：集団移転促進事業 名称：箱崎白浜地区道路 事業 種類：都市施設の整備に 関する事業	縮小 1.48 施工区域 3.59ha うち対象森林1.48ha ※面積はGIS 計測値
釜石市	面石町	第1地割	69-2 他	名称：面石地区防災集団 移転促進事業 種類：集団移転促進事業	縮小 3.00 施工区域 12.1ha うち対象森林3.00ha ※面積はGIS 計測値

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

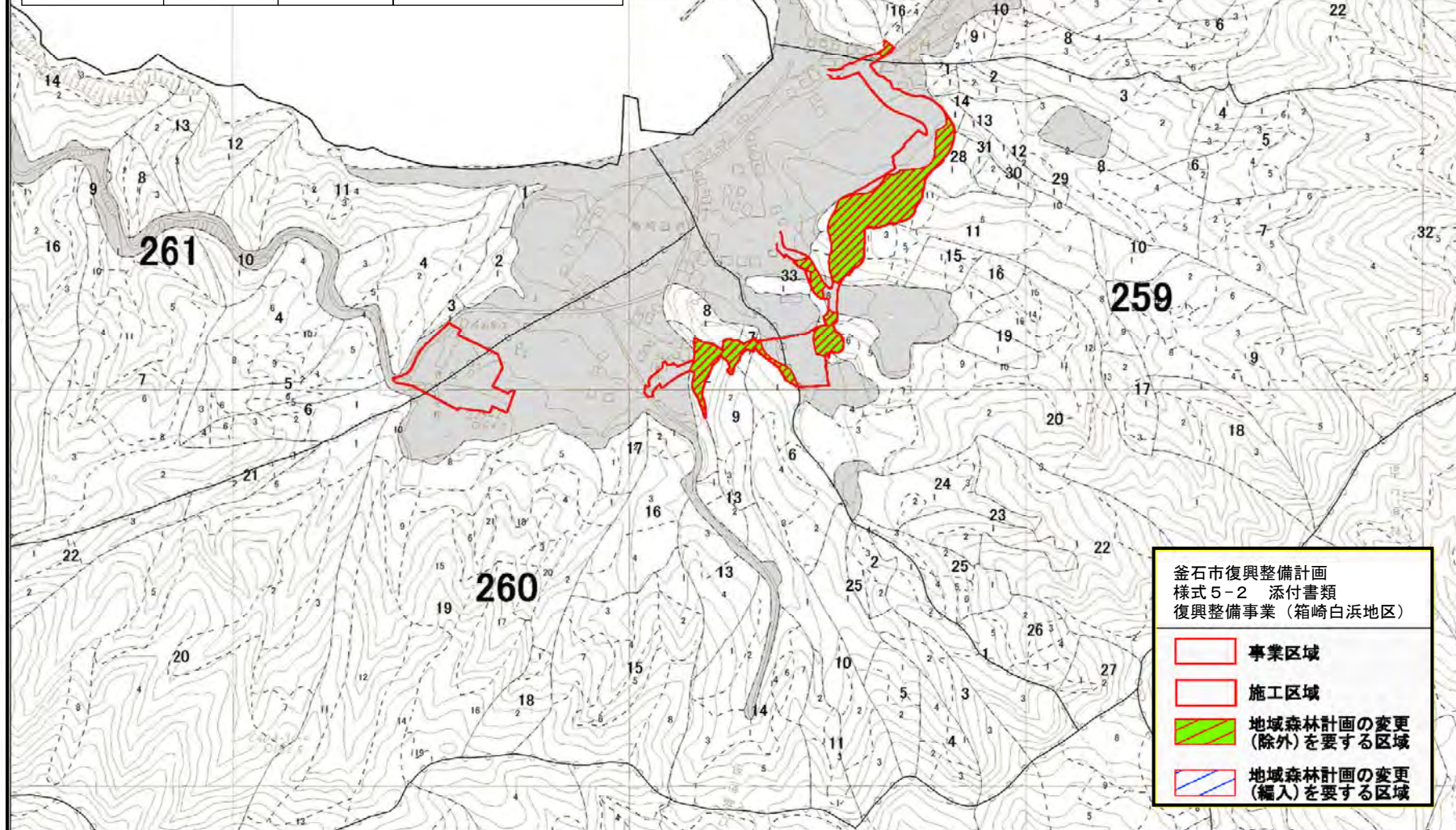
- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面 (森林を他の用途に供する場合に限る。)
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

森林資源管理図

様式第5-2 添付書類

復興整備事業 変更する区域に係る森林計画図

	除外	編入	適用
箱崎白浜地区	1.48ha	—	計画変更に伴う除外



- 凡例
- スキ1-15
 - スキ16-35
 - スキ36-
 - スキ(混)
 - アカマツ1-15
 - アカマツ16-35
 - アカマツ36-
 - アカマツ(混)
 - カラマツ1-15
 - カラマツ16-35
 - カラマツ36-
 - カラマツ(混)
 - その他針葉樹1-15
 - その他針葉樹16-35
 - その他針葉樹36-
 - その他針葉樹(混)
 - その他広葉樹
 - その他
 - 水源涵養
 - 災害防止/土壌保全
 - 快適環境形成
 - 保健文化
 - 木材生産
 - 白地
 - 林道
 - 小浜
 - 施業道

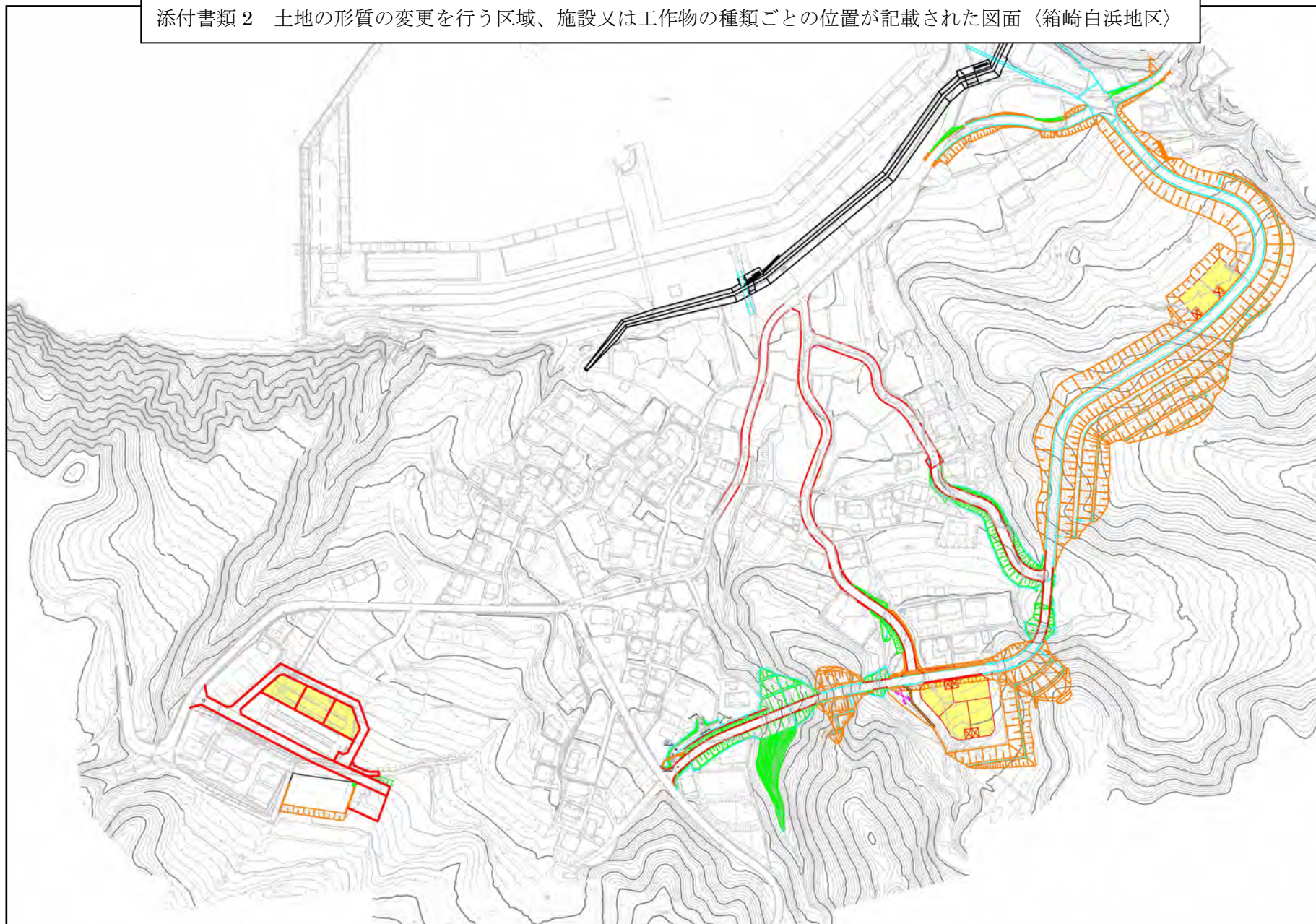
釜石市復興整備計画
様式5-2 添付書類
復興整備事業(箱崎白浜地区)

- 事業区域
- 施工区域
- 地域森林計画の変更(除外)を要する区域
- 地域森林計画の変更(編入)を要する区域

・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
・「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

様式第 5-2

添付書類 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面〈箱崎白浜地区〉



様式第5－2 添付書類3

復興整備事業に関する事項

【箱崎白浜地区防災集団移転促進事業の概要】

- 1. 事業実施主体 釜石市
- 2. 事業実施期間 平成24年度～平成27年度
- 3. 総事業費 225,697 (千円)
- 4. 事業概要

当該地区は東北地方太平洋沖地震により最大19.3m浸水する津波に襲われた。これを受け既存の防潮堤TP=6.4mをTP=14.5mまで嵩上げL1対応の防潮堤を整備する方針である。しかし、L1対応防潮堤整備後に対するL2津波来襲時のシミュレーションの結果、防潮堤背後地が浸水する結果となった。従って、浸水区域の住居をL2津波でも浸水しない場所まで集団移転する。

【住宅団地の整備】

- (1). 主体工事
1戸建て住宅 16戸
- (2). 住宅団地面積
住宅用地 4,104㎡
関連公共施設用地 4,492㎡
- (3). 関連公共施設
団地内道路 L=424m、公園整備 A=1,426㎡、上水道整備 L=424m、
集会所 A=845㎡

5. 事業スケジュール (平成24年度～平成27年度)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
基本設計・実施設計	→			
住宅団地用地取得			→	
住宅団地造成			→	
公共施設整備			→	
宅地及び農地の買取り		→		
住宅建設等				→

様式第 5－2 添付書類 3

復興整備事業に関する事項

【箱崎白浜地区道路事業の概要】

1. 事業実施主体 釜石市
2. 事業実施期間 平成24年度～平成27年度
3. 総事業費 3 0 0, 0 0 0 (千円)
4. 事業概要

この地区内には集落ない道路が一つしかなく、浸水が想定される区域に位置することから、地区住民の孤立につながる。その為、有事の際の孤立解消を目的とした道路整備を行う。

【道路の概要】

L=0.69km
W=6.0m

5. 事業スケジュール (平成24年度～平成27年度)

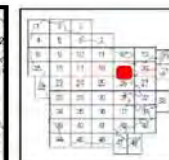
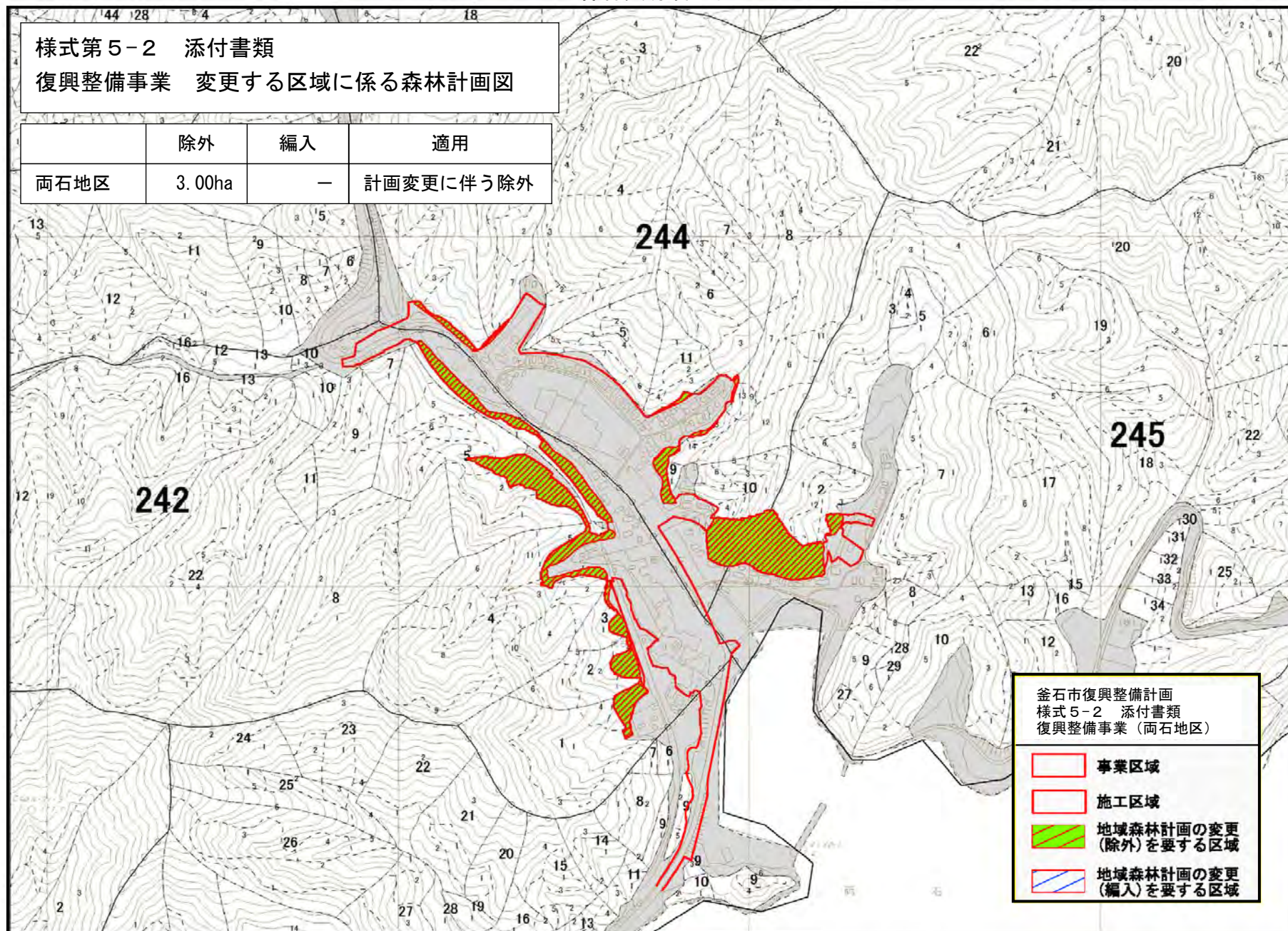
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施設計・修正設計				
用地取得				
道路築造				

森林資源管理図

様式第5-2 添付書類

復興整備事業 変更する区域に係る森林計画図

	除外	編入	適用
岡石地区	3.00ha	—	計画変更に伴う除外



- 凡例
- スギ1-15
 - スギ16-35
 - スギ36-
 - スギ(混)
 - アカマツ1-15
 - アカマツ16-35
 - アカマツ36-
 - アカマツ(混)
 - カラマツ1-15
 - カラマツ16-35
 - カラマツ36-
 - カラマツ(混)
 - その他針葉樹1-15
 - その他針葉樹16-35
 - その他針葉樹36-
 - その他針葉樹(混)
 - その他広葉樹
 - その他
 - 水源涵養
 - 災害防止/土壌保全
 - 快適環境形成
 - 保健文化
 - 木材生産
 - 白地
 - 林道
 - 小川
 - 施業道

釜石市復興整備計画
様式5-2 添付書類
復興整備事業（岡石地区）

- 事業区域
- 施工区域
- 地域森林計画の変更（除外）を要する区域
- 地域森林計画の変更（編入）を要する区域

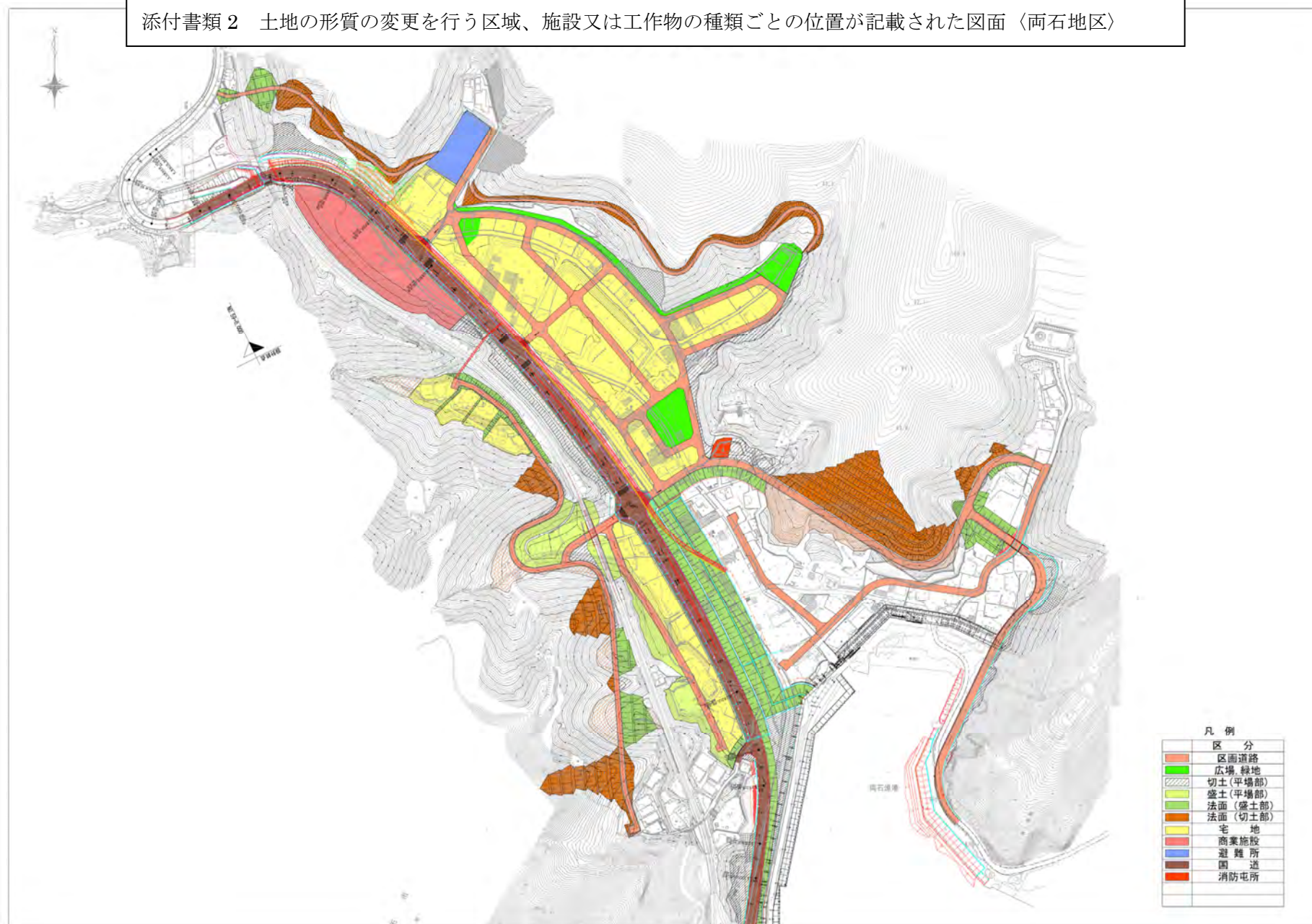


0 100 200 300 400 500メートル

・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
・「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

様式第 5-2

添付書類 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面〈両石地区〉



様式第 5－2 添付書類 3

復興整備事業に関する事項

【両石地区防災集団移転促進事業の概要】

1. 事業実施主体 釜石市
2. 事業実施期間 平成24年度～平成27年度
3. 総事業費 3, 2 5 9, 0 8 9 (千円)
4. 事業概要

当地区は、東日本大震災による津波により壊滅的な被害を受け、新たに防潮堤嵩上げ等防災施設の整備を行うが、最大規模の津波で浸水が予想される範囲がほとんど解消されないことから、海側から約250m内陸に入ったところから西側を国道45号に沿って盛土嵩上げし、被災者の移転先となる住宅団地を整備することで、震災からの早期復興と災害に強い安全・安心な生活環境整備とコミュニティの再構築を図る。

【住宅団地の整備】

- (1). 主体工事
1 戸建て住宅 3 3 戸 公営住宅 (防集) 3 3 戸 (内 1 2 戸集合)
- (2). 住宅団地面積
住宅用地 1 5, 4 6 2 m²
関連公共施設用地 1 5, 8 4 0 m²
- (3). 関連公共施設
団地内道路 L=1, 010m、 広場 S=3, 120 m²、 飲料水供給施設 L=738m、
集会施設 S=951 m²、 水路 L=300m

5. 事業スケジュール (平成24年度～平成27年度)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
基本設計・実施設計				
住宅団地用地取得				
住宅団地造成				
公共施設整備				
宅地及び農地の買取り				
住宅建設等				